

---

平成29年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成29年12月18日(月曜日)

---

議事日程(第3号)

平成29年12月18日 午前9時30分開議

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 議案第2号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 周防大島町税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第15 議案第15号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について(討論・採決)

日程第16 議案第16号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について（討論・採決）

日程第17 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 行政報告

日程第2 議案第2号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）（討論・採決）

日程第3 議案第3号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第4 議案第4号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第5 議案第5号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第6 議案第6号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第7 議案第7号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第8 議案第8号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第9 議案第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第10 議案第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）（討論・採決）

日程第11 議案第11号 周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第12 議案第12号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

日程第13 議案第13号 周防大島町税条例の一部改正について（討論・採決）

日程第14 議案第14号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について（討論・採決）

日程第15 議案第15号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について（討論・採決）

日程第16 議案第16号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について（討論・採決）

決)

日程第17 議員派遣の件について

---

出席議員 (14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君
産業建設部長 …………… 池元 恭司君	健康福祉部長 …………… 平田 勝宏君
環境生活部長 …………… 佐々木義光君	久賀総合支所長 …………… 藤井 正治君
大島総合支所長 …………… 古崎 敏雄君	東和総合支所長 …………… 山崎 実君
橘総合支所長 …………… 林 輝昭君	
会計管理者兼会計課長 ……………	木村 秀俊君
教育次長 …………… 永田 広幸君	病院事業局総務部長 …… 村岡 宏章君
総務課長 …………… 岡本 義雄君	財政課長 …………… 重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。12月15日の本会議に続き、お疲れさまでございます。これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

---

### 日程第1. 行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第1、行政報告。町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 皆さん、おはようございます。1件ほど行政報告をさせていただきます。

地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰の受賞につきまして、御報告を申し上げます。

地方自治法が、日本国憲法の施行日であります昭和22年5月3日から地方自治法も同じく施行されまして、本年、平成29年をもって施行70周年を迎えたこととなります。これを記念して去る11月20日、地方自治法施行70周年記念式典及び記念シンポジウムが東京国際フォーラムにおいて、天皇・皇后両陛下の御臨席をいただき、御来賓として内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁長官、また地方6団体の長の御参列のもとに厳粛に開催をされました。

その際に、地方自治功労者に対する総務大臣表彰の授賞式もとり行われました。本町、周防大島町が、山口県内市町では山口市、岩国市、美祢市とともに団体表彰を受賞したところであります。

この表彰は山口県からの推薦のもとに受賞決定されたものでありますが、私といたしましては、表彰文の中で貴町はすぐれた施策を実施しという文言について、深く感銘を受けているところでございます。

推薦理由といたしまして、合併後の厳しい財政状況のもとに「元気にここを安心のまちづくり」をスローガンに掲げ、定住対策、防災安全対策、健康づくりを柱とした取り組みを進め、とりわけ定住対策では、体験交流型観光として都市部の修学旅行生の受け入れが県内最大規模になっていること、早期に移住定住に取り組み、定住促進協議会を設け、移住定住に係る情報の一括管理提供を行っていること、具体的なところでは、移住体験ツアーやお試し暮らし制度、空き家バンク制度などの空き家対策を実施していること。こうした取り組みによりまして、平成28年度には交流人口100万人の目標を達成し、またUJIターンによる移住者の起業や就業の増加など一定の成果があったことが評価されており、これをうれしく受けとめておるところでございます。

しかしながら、このたびの受賞は住民の皆様方、そして本町議会の議員の皆様方の御協力のたまものでありまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

このたびの受賞を契機といたしまして、さらに幸せに暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、これまでと同様、御指導、そしてまた御支援を賜りますようお願いを申し上げます、御報告をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で行政報告を終わります。

---

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第2号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）から、日程第9、議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期、初日に質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

今回の補正予算では、小中学校の就学援助費を合計で46万2,000円の補正がされ、年度内に入学準備金の支給ができる体制にされたことなど賛成できるところもあります。しかし、教育費の公民館費1,736万1,000円の削減については、大島地区の職員を1名削減することと、久賀町民センターの職員を正規の職員を嘱託職員に変更したことによる補正だと伺いました。これは町民の方々に行政サービスを行う公民館活動の体制などを弱めるものであり、反対します。

平成28年9月議会で当時の当町教育次長が、今の支所、公民館は貸し館業務を行い、企画立案を要する業務は教育委員会の中で行っていく。これによって東和総合支所の職員は増やしていく。これを行政改革の一環として行っていく旨の発言をされていますが、今回の補正では、東和総合センター管理運営費では、1名増えて660万3,000円の人件費が増額となっています。その発言どおり、少しずつ公民館の職員体制を変え、今回の補正予算での変更もその流れの中にあり、町民のさまざまなサークルや趣味の教室にも支障が出るのが予想されます。

旧町各地にある公民館活動に携わってきた職員を東和総合センターに集中させるとしていますが、実際は班長を減したり、正規職員を非常勤で対応するなど、これらはその地域地域の

活動の体制を弱めるものであり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。松井議員。

○議員（8番 松井 岑雄君） おはようございます。私はトータル予算の中から見まして、ほとんど基金の残金に積まれているということで、非常に今回の案には賛成をいたしております。

私たちが過去を累計をしてみますと、平成16年の合併以来、基金として積まれたものは、280億円ぐらいの借金がありましたけども、町長が一生懸命努力されて、それを180億円ぐらいまで減らしてきたというのが現状です。非常に楽な町財政の運営ではありませんでしたけども、現在はここまで来たということで、非常に難儀をしながらそれを取り計ってきたわけでございまして、やはり今後の人口の減少に伴う地方交付税のカット、大体、年間2億5,000万円ぐらいはなくなっておりますので、非常に厳しい財政運営になろうかと思っておりますけども、やはり人口が少なくなったとしても、なおかつその中で切り詰めてやっていらっしゃる、今、町財政でありますし、町長も大変御苦勞されていると思っております。したがって、今後も楽な経営運営とはいきませんが、やはりそこんところは鋭意努力されて、議会も一緒になって住民サービスのために向上のために、しっかりこれからも頑張っていくべきだと考えておりますので、今回の予算案には非常に賛成をいたしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特

別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑については、本会期、初日に終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。  
議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第11号周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定についてを議題とします。

12月8日の本会議において総務文教常任委員会に付託いたしました付託案件について、総務文教常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、常任委員会での経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） それでは、先般付託されました総務文教常任委員会の御報告を申し上げます。

本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

当委員会は12月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。審査にあたりましては、議案趣旨、内容について執行部から説明を求め質疑を行い、十分な審査の結果、議案第11号周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定については、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり可決するものと決定いたしました。

審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

議案第11号周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定について、月にどれぐらいの額が必要か、基金として総額どれぐらいを積もうとしているのかとの質問に対し、9月補正で再編交付金を財源として一月大体800万円の5カ月分の4,000万円の一般会計繰出金を補正している。今回の基金造成は、平成30年度の事業費分、4月から6月までの3カ月分の2,400万円を基金に積み立てるため、補正予算で計上させていただいている。総額は年間で1億円程度と考えているとの答弁でした。

医師確保についての内容をもう少し詳しく説明いただきたいとの質問に対し、新たに医師を確保しようというのではなく、現在、非常勤嘱託として勤務いたしている医師の8人分の経費に再編交付金を充当することで、病院事業局の経費の負担を軽減するための基金であるとの答弁でした。

また、将来的にどのように3病院の中で非常勤の医師を充足させていくのかという質問に対しては、新たな診療科目を確保するというよりも、非常勤嘱託医師の経費に充当するものであるとの答弁でありました。

また、常勤の医師が定年になった場合において、常勤から非常勤に切りかわる者も対象としているのかとの質問に対しては、常勤医師の確保も困難な状況であるので、そのようなケースもあると思うとのことでした。

質疑終了後、この基金条例の制定に対する反対、賛成いずれの討論もなく、採決に際しては委員全員が可決するべきものとの結果でありました。

以上で、本委員会に付託されました議案第11号周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定に対する審査についての総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。委員長、どうもお疲れさまでした。

これから討論、採決に入ります。

議案第11号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） 議案第１１号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

医師確保の必要性につきましては、もとより否定するものではございませんが、まずは、本条例議案の提案方法につきましては、全くもって体をなしていない安易な提案としか言いようがなく、立法事実ほか本条例に関する基本的説明資料を欠き、本町における３病院体制のあり方を含め、抜本的な議論を欠いており、議案質疑におきましても、医師数の現状と米軍再編交付金受け入れ上の付随的メリット以外、この基金をどのように活用していこうとするのか、財政計画すなわちお金の使い方をはじめ、肝心の具体的な医師確保対策の方針についての説明はされなかったものであります。

一定のお金を積めば、本町の医療体制整備に関する問題が解決できるという単純な発想ではなく、医療機能の文化や連携など、地域医療提供体制充実の観点からの抜本的検討が必要であり、さらに言えば、先般、１，７００万円の不明金と元職員による横領事件が発覚したばかりで、これから事実検証と再発防止策の検討、さらには失った公金、すなわち町民の財産についての賠償が行われなければならない状況にあって、それらに関する議会への具体的説明はなされていない現状を鑑みれば、とても今、病院事業に関する基金の議論ができる状況にはないと言えます。まずは、まともな会計経理が行えるような最低限の基本的機能を回復することが先決であり、事実関係の説明を含め、きちんとお金の管理ができる組織であることを示し、町民の皆様にご信用していただける組織にしなければ、町民を代表する議会として、とてもこの基金条例を制定することには同意できないものだと思います。

再編交付金のスケジュール的なものも理由に上げておりますが、一医師確保に限らず、町の取り組むべき課題は山積しており、基金を活用して効果的な事業を行うべきものは一般会計ベースの施策においてもたくさんあるはずであり、その中で医師確保のための基金設立が、現状において最優先であるという根拠もございません。

再編交付金につきましては、そのような使途の議論を行うことを含め、本基金条例は否決し、一旦白紙に戻すべきだと申し上げ、反対討論といたしますので、議員の皆様方にも御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第１１号周防大島町医療確保対策事業基金条例の制

定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 1 2. 議案第 1 2 号

日程第 1 3. 議案第 1 3 号

日程第 1 4. 議案第 1 4 号

日程第 1 5. 議案第 1 5 号

日程第 1 6. 議案第 1 6 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 2、議案第 1 2 号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第 1 6、議案第 1 6 号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてまでの 5 議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期、初日に質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第 1 2 号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5 番 田中 豊文君） 議案第 1 2 号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

議案質疑におきましては、条例改正案の 2 条の 3 号のウで規定されます規則で定める非常勤職員、2 条の 3 の 3 号のイ及び 2 条の 4 の 2 号においてそれぞれ規定されます規則で定める場合につきましては、どのような職員、どのような場合を想定しているか、全く考えていないという信じがたい答弁がございましたが、規則で規定することとはいえ、議会に上程した条例条文案で規則に委任しようする場合、その委任しようとする中身が全くわからないものを議会に上程するなど言語道断であり、このような不完全な条例案に賛成することは到底できるものではありません。

規則自体は条例議決後、具体的に検討するものだとしても、規則で規定すべきものがあるからこそ、この条文が条例に載せられている話でありますし、一方で条例の委任があるからといって無制限に規則で規定できるものではなく、費用的な見直しが必要な場合等、合理的理由がない限り、可能な限り条例で規定することが原則であることは言うまでもありませんので、条例審議におきます規則委任の内容につきましては、本件の場合は、せめて、例えば 1 週間の勤務日が 3 日以上のものであるとか、子の 1 歳到達日後に子を養育する予定であった配偶者が子と同居しないこととなった場合であるとか、最低限でも人事院が定める規定に準じて検討することになるくらいの説明、答弁は必要不可欠でありまして、規則に委任する内容が、海のものとも山のものともわからないような条文を含む条例案を上程すること自体、まさに無責任な議会対応と言わざるを

得ないものでありまして、本議会におきましては、否決の上、改めて次の議会において再度上程すべきであると申し上げます。

次の議会は3月定例会となるか、臨時議会を開くかは、町長のやる気次第であるということは殊さら申し上げるまでもございませぬが、いずれにしましても、審議に耐え得るまともな形で議案を上程することを求めたいと思ひますし、このような不完全な議案を可決することは、議会の信用を失墜することにもつながりますので、議員の皆様方におかれましても、懸命なる御判断をいただきますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論がないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第12号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はございませぬか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第13号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

資料もなければ、真摯で丁寧な説明もなし。自治体の立法機関たる議会におきまして、議案の中でも慎重の上にも慎重に審議することが求められます条例議案につきまして、条例の目的と手段を基礎づけ、その必要性や正当性を根拠づけるための立法事実について、議案に記載され理解を求めることは、議会での条例審議における最低限の責任と言えますし、その背景も含め、条例改正がどのような効果をもたらすのかは、少なくとも説明資料として議会に提出されるべきものであります。

あるべきものが記載されていない議案は、まさに、知りたきゃ聞け、細かいことは知らんでいいと言わんばかりの、執行部の傲慢な姿勢を如実にあらわしているものだと言っても過言ではないと思ひますし、何より、議会審議を通して町民の皆様に対する説明責任が果たせるよう、わかりやすく丁寧な説明が求められるということは言うまでもないことであります。

このことは本条例議案に限ったことではございませぬが、必要な資料を出し惜しみし、その場のぎや開き直りの答弁に終始するようでは、まともな議論もできるはずもございませぬし、そのような不誠実な態度はまさに議会を愚弄するものであると言わざるを得ませぬ。

薄っぺらな議案資料を見て、チェックする立場の議員みずからが立法事実をひもとかなければ

ならないなど、お粗末を通り越した執行部の怠慢でしかありません。あえて露骨な表現はいたしません、この過疎の町にあって、住民の方々の負託に見合うだけの最低限の仕事はしていただきたいものですし、法制執務のプロ集団である執行部が、主体的にしっかり情報を出した上で真摯な議論をしてこそ、執行部と議会、そして町民の皆様との信頼関係が生まれるものでありまして、町民の皆様との信頼関係があってこそ、真に町民のための行政、政治を実行することができるものであります。そして、それこそが行政と議会は車の両輪と言われる本来のゆえんであるはずであります。

議案資料の充実、十分な情報提供、丁寧な説明に基づく正々堂々とした議論を求める観点から本議案に反対をいたしますが、立法機関としての議会の権威を守るためにも、議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第13号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

本町では公共施設等総合管理計画が策定されており、その実施が政府から言われています。その中での本条例案であり、国の方針どおりの学校統合でもあると思います。

特に大島中学校を10年後、廃校にすることを今提起していることに関して、特に大島地区の保護者の方々は明らかに反対が多数であるにもかかわらず、そのことを町当局も承知しているにもかかわらず、それに全く耳を傾けようもしない町の姿勢は、町政の主人公である町民の意見をないがしろにする姿勢にほかならず、しゃにむに町民無視でこの統合を進めてきた町当局の姿勢を最も顕著にあらわしているやり方です。半数もの反対意見を全く顧みない民主主義に反するものであり、抗議を込めて反対をいたします。

特に、教育委員会が行ったアンケート調査でも、中学生は66%が統合に反対しているにもかかわらず、全く無視をするということに終始し、ついには、今の中学生が統合後の学校に通うわけではないという、自分たちが行ったアンケート調査の意義さえも自分たちで否定するという意

味不明の議論まで持ち出してきました。

多くの保護者が感じているとおり、統合ありきの議論がきょうまで続いてきました。町長は、学校を統合すると過疎になるという議論と過疎になったから統合という議論が、鶏が先か卵が先かの議論であり、意味がないという趣旨のことをおっしゃられましたが、これは全くの的外れの考え方です。

全国の多くの農村が過疎に苦しんでいるのは、時代の流れなどではなく戦後からの政策によるものです。重工業の働き手として、農村から人手を都市に集中させ、農産物の輸入自由化が始まり、大豆、牛乳、米、オレンジなどの輸入自由化でさらに農業と農村は疲弊しました。そこは見ないでおこうという姿勢では、確かに卵か鶏かの答えが出ない議論になってしまうかもしれませんが、その答えははっきりしているのです。学校の統合の理由を過疎化になったからということを持ち出すのであれば、明らかに過疎化してしまうような政策を行った政府にこそ根源的な責任があるのであり、町長の議論はそれを全く見ないで、鶏か卵かなどとすりかえる議論でしかありません。

繰り返しますが、過疎化するような政策が先です。過疎化の原因に全く目をつむったまま、また同じことを繰り返す過疎化推進政策としても、この中学校の統合に反対をいたします。

島根県の邑南町では、学校の統廃合をしないことを決めています。その石橋町長さんは次のように言っておられます。「子供が少なくなるからといって統廃合へ進むのではなく、地域と一緒に学校を守るために汗をかくのが行政の責任だ」と発言しています。

一人一人の子供がわかるまで学ぶためには、小規模の学校のほうがいいことははっきりしています。朝早くから起きてバスに揺られて学校に通うよりも、歩いて学校に通うほうがいいという子供たちも多いはず。小規模校のよさを顧みないで、一途に統合に走ってきた議論にも異論を唱えたいと思います。

先進国では、部活動は社会教育活動として行われていると言います。こうした工夫は学校を統合しないで小学校でも頑張っている、そういうところからしか生まれてこない発想です。人数が少ないから統合ということでは、どうすれば部活動が活発になるのか、どうすれば学力が上がるのか、そういう工夫も何も生まれてこないと思うのです。国の言いなりの政治ではなく、町民の福祉や教育、暮らしを守るために汗をかくことこそ町長の責任だと思います。それこそが地方自治の本旨でもあると思います。

学校の統合は、町民の半数の願いを踏みにじるものであり、しかも教育行政の大きな後退であり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議案第14号について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、私自身、中学校統合自体につきましては、子供たちによりよき教育環境を整備するためには、それは不可避であると考えております。しかしながら、これまでのプロセスにおきまして、議会軽視ともとれる中学校統合方針の発表のあり方に対し、強い不信感と不満を抱いているものであり、賛成の立場でありながら、あえてこの場で苦言を呈するものであります。

5月29日から6月8日までに各地区で開催されました拡大学校運営協議会は、最も重要な当事者である保護者の皆さんに十分な周知がされることなく開催され、各会場の平均参加者数はわずかに34名でありました。

当事者である保護者の皆さんを置き去りにして進められたという印象を強く感じております。また、9月8日に同協議会の報告書が提出され、そのまとめの文末に、おおむね理解をいただけたとありますが、報告書の内容をどのように解釈をすれば、そのような結論に至るのか、私には全く理解ができません。私は9月8日の全員協議会におきまして、保護者の皆さんが不安に感じている全てのことに對し、明確に正しく説明した上で議案として上程していただきたい旨の発言をいたしました。

今回、議会に対して何の説明もされず、広報すおう大島にて発表された方針の概要には、検討しますという曖昧な言葉が列挙され、全く統合後の姿が見えてきません。また、そのように感じているのは私だけではないと思っております。

さらに統合の進め方については、議会と協議しながら進めるということですが、全員協議会におきます議会からの意見は一切取り入れられておりません。

一方で、拡大運営協議会では、議会の議決をもって決定するとの説明でありましたが、広報には、まだ議決前にもかかわらず、新たな統合方針を策定しましたと掲載されており、これを読んだ町民は既に決定事項としかとれず、議会を軽視し、責任だけは議会に押しつけるような姿勢に對し強く抗議をするものであります。

10年後を見据えた政策は大切なことではあります。10年後に1校に統合する必要がないまちづくりをしていくことが責務であると思っております。移住定住対策などの人口減少を食い止める施策を掲げる一方で、生徒数が確実に減少すると決めつけて策定した方針の、平成40年4月に第2段階として、大島中学校を合わせて町内の中学校を1校としますの部分については、到底理解できるものではありません。

また、日本は議会制民主主義国家であります。小さな自治体の周防大島町の議会ではあります。が、主権を持った町民に選ばれた議員からなるこの議会を軽視する姿勢は到底認めるわけにはいきませんが、このたびの第一段階の中学校統合が不可避であるとし、私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第14号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

中学校統合につきましては、今年2月の議会全員協議会で初めて方針案の説明を受けたものがありますが、その際には1校案、段階的統合案、複数校舎案、4校維持案の4案について資料が示され、教育委員会からは1校案もしくは段階的統合案の2案で検討していく旨の説明がございました。

一方で質疑の過程におきましては、町長からは他の2案、すなわち複数校舎案と4校維持案も排除しないので、この4案をもとに議員もしっかり考えてほしいと御教示をいただき、複数校舎案も現行どおりの4校維持案も含めた形で検討するものということで受けとめておりました。

さらに執行部の説明では、平成19年に平成29年4月の統合方針が答申されたものの、その後のアンケートで賛否が拮抗したために答申どおりというわけにはいかず、再検討が必要になったということでありましたので、これから議論がスタートするものだと認識したところでありますし、そのような経緯からいえば、賛否拮抗の状態が解消されたことの証明を拡大大学校運営協議会による、おおむね御理解をいただけたという漠然とした根拠によるのではなく、再度のアンケートをするなどにより、客観的に証明しなければ筋が通らないはずであります。

もちろん昨年11月以前にも議会で十分な議論もされてきたことだとは思いますが、仮に議会として決定したことがあるのであれば、当然その決定には従わなければならないものであると認識しておりますが、ことし2月の説明では、そのような決定事項も議会としての申し送り事項についても言及はなく、現状維持を含めた4案をもとに検討すると言われ、その後、議会に対しては経過報告がされた以外、議論のための情報提供もなく、わずか一月後の3月の全員協議会で段階的統合案でまとまった旨の報告がされ、その1週間後には新聞報道もされたという、議会への説明はまさに、議会の意見も聞いたという既成事実形成が目的であったものではないかと疑わざるを得ません。

議会の審議は結果が全てであり、そのことは学校統合という問題が、学校設置条例の改正という形で今回提案された本議案を見ても明らかなことでありまして、議会の外で何年議論しようとも、その内容が議会の判断に資する材料とならない限り意味を持たないものでありまして、本議会におきましては、ことしの2月以降、3回の全員協議会での説明が全てでありますので、議論の質、量を欠き、本議案を可決できるような判断材料もないということでは、議案質疑において執行部からお返しをいただいた、「ばたばたと決めた」という言葉を、再び差し上げざるを得ないものであります。

4案をもとに検討してもらいたいという提案から1年も経過しない今、議会に対しては教育委員会会議と総合教育会議で決定したという報告のみで、肝心の賛否拮抗の状態が解消されたという証明もないまま、合意形成が不十分なまま議会の外で段階的統合という結論が出され、1校統

合の条例案が提案されることは、まさに議会軽視も甚だしいことであり、このことは紛れもなく、主権者たる町民の皆様を軽視していることにほかならず、断じて許されるものではありませんし、このような状況で1校統合の条例案に賛成できるはずもありません。

アンケート結果に基づく民主的プロセスの必要性を理由に、ことし4月の統合をほごにしながら、このような反対意見をたなざらしにするような非民主的プロセスで統合を決定するのであれば、ことし4月からの統合が実現できなかったのは、単なる行政の不作为としか言いようがありません。

ことし7月6日の教育委員会会議の議事録には、反対意見の出席者が多かった中で細かい内容を掲載すると、読者は統合反対が多いと感じかねないので、広報への掲載方法には注意が必要だといったものや、十分説明は尽くされているから議会に上げていいという合意形成やプロセスの中身を無視した統合ありき、スケジュールありきとも受け取れる意見が飛び交っておりますが、もとより反対の声は数の問題でもなく、たとえ一人の声であろうとも、よりよい学校づくりのために取り入れるべきものは取り入れるべきでありますし、合意形成やプロセスも経過した時間が問題ではなく、将来を含めた子供たちのための真摯な議論がされるべきであることは言うまでもないことであります。

統合自体をここで否定する気はさらさらございませんが、統合は避けるべきことであったことは認めざるを得ない消極的統合でありますので、統合後の学校のあり方についてしっかり議論し、明確なビジョンを持たないままの統合決定には断固反対をいたします。これまでと同じ轍を踏んでいたのでは、いずれ統合のスケールメリットも消失してしまうでしょうし、小規模校ならではの、例えば自然環境を生かした周防大島ならではの特色ある教育をしていくことこそ、この町にとって大切なことなのではないかと考えます。

統合という結論を急いだ反面、これから準備委員会を立ち上げ、1年をかけて検討し、その次の年から学校のビジョンづくりを検討するという随分のんびりした話ではありますが、その一方で、ここで性急に統合を決めるのではなく、学校を残す道についての可能性が本当はないのかどうか、半年でも1年でも、本気で議論、検討する努力をするべきではないかと思えます。

地域におけます学校の重要性を鑑みれば、最後まで諦めず、もがき苦しみ悩みながらも、わずかな光を求めて進むべきではないでしょうか。仮にスケールメリットが優先するのであれば、もっと何十年も前に統合すべき話でありますし、今回も段階的統合ではなく、速やかに1校に統合すべきはずであり、矛盾した決定となります。決めるべきこと、議論すべきこと、説明すべきことを明確に区分せず、生徒数の減少を理由に、なし崩し的に統合を決めることだけは避けるべきであります。そのようなプロセス設計とビジョン形成をないがしろにし、ただ過疎化と時間の経過でこのような状態になった、そのつけを将来を含めた子供たちに負わせるのは余りにも無責任

だと思えますし、傲慢であると言っても過言ではないと思えます。

肝心の生徒や保護者には、まだまだ反対意見もたくさんあるようですから、スケジュールありきで強引に進むのではなく、もっと丁寧に対処し、子供の健全育成と教育面からしっかり議論、検討することを求め、本議案は時期尚早であることを申し上げ、反対討論といたしますので、議員各位におかれましても御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についての議案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

いろいろと御意見をいただきました。そして私もこの場で協議会におきましては意見をしてきたつもりであります。そういった中にも各地域での説明会、人数は少なかったものの、教育委員会からの説明を受け、また現実として、安下庄の中学校にしては平成32年以降は30人を切るというすさまじい現状がございます。

そういった中で人数ばかりにこだわるわけではございませんが、住民説明会等々の中でしっかりとお願いしたいというアンケートの結果もありますし、東和町の地域の皆さん、まして久賀地域の皆さん、そういった地域の皆様方の統合に対する理解というものは、私もひしと感じるところであります。

そういった中で教育委員会のほうとしても、しっかりとした教育方針を走りながらまた考える部分もあるかもしれませんが、展開していただきたいというのが私のこのたびの賛成の立場であります。

しかしながら、先ほど若手の議員からも賛成討論の場でもございましたが、これまでの経緯としては、ただただ私としても残念なところが正直なところがございます。中でも最終的にすおう大島の11月号に掲載されました第1ページ目に載ったところでもあります。平成33年4月に第一段階統合として久賀中学校を整備し、久賀中学校、東和中学校及び安下庄中学校を統合し、統合中学校（仮称）として周防大島中学校を開校します。そして平成40年4月に第二段階の統合として大島中学校を合わせて町内の中学校を1校としますという、実に議会前というタイムリーなところで、こういった方針がしっかりと広報に出てきた。ここのところを私はただただ残念に思っております。

と申しますのが、拡大協議会等々でも教育長のほうからはいろんな意見をいただく中にも、また2校の存続を検討を望む。これは大島地区での説明であります。そういった意見があったとき、どういった答弁をされたかと申しますと、最終的には議会の議決なんだと。そういったお言葉を私もひしと客席にいながら感じとったところでもあります。だから、そういった方向に対しても、また条例改正はもちろんですけど、全て、ある意味議会には大きな責任があるんだと。そういっ

た思いを持って3回の全協でもしっかりと意見をしてきたつもりであります。しかしながら、例えば段階として、条例を通して、そのあと再度この協議ができるなら、それにこしたことはありませんが、まず決定した形での広報への掲載、この部分がただただ残念で、私も地元の運営協議会の皆様はじめ父兄の皆様からいろいろと意見をいただき、それを反映してきたつもりですけど、そういった意見が、ある意味ないがしろになってしまったことは、私としては残念でなりません。

そういった中ではございますが、これから2校でやっていくことを決めたのですから、じゃあ、2校目になった大島中学校の見解というものをしっかりと温かく見詰めてほしい。そして平成40年に1校としますと出ておりますけど、少なからず附帯決議もいただきたい。前回の平成19年の答申に関しては、附帯決議をしっかりといただいております。この部分は私たちも総務文教常任委員会にそのとき在籍いたしておりましたけど、おおむね理解をするにあたって、そういった方向ならという形で賛同した思いもしっかりと今思い出すわけであります。

その附帯事項と申しますのは、平成29年4月に1校統合を目指す、社会情勢の変化や保護者、地域の声に配慮しながら進めること、そういった附帯事項がございました。少なからず、再度検討いただきたいというのが私の気持ちであります。

また、大島中学校、現時点での数字として84名でのスタートですけど、84という数字が本当に決して大きな数字ではないこともわかりますし、かといって1校でやっていけない数字でもありません。40年に今の数字で61名という数字になっております。しかしながら、この61名は少なからず定住促進によっていくばくかの数は間違いなく増えることは確信しますし、また2校あることによって、統合された学校で諸問題が起きたとき、郡内に、町内にもう一つ学校があれば、そこでまた温かく町内の生徒としてまた学校で見ることができる、また町内で温かく育てることができる。そういった環境というのは、私は必須であろうと。万が一、何かあって学校におることができなくなった場合に、郡外の学校に行かなければいけない。こういった現状ほど寂しいものはございません。

通学の時間という大きなデメリットを背景に統合は展開されます。それ以上にいい効果を出すべく教育方針というのはまとめていかななくてはならない。ICT教育等々、まだまだ現時点でいろいろと展開されておりますけど、これから10年、どんな、私たちが夢想だにするような展開がおそらくあるだろうと思います。教員の皆さん、また学校の教育者関係の運営委員会の皆様方は本当にプロフェッショナルです。でも、今の現状の資料の中での事の展開で、将来40年という時を決めてしまうということは、余りにも残念でなりません。どうかその点をしっかりと、もう一度、いま一度お考え直しいただきたい。しかしながら、郡、町全体を考えますと、今の統合、やはり必要であると、各地域の御意見を総括すれば、私は考えております。どうぞ議員の皆様方の御賛同をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

皆さん御存じのように僕は日良居中学校出身で、もう既に日良居中学校、油田中学校、蒲野中学校、沖浦中学校はないわけです。その出身小学校の方はほかの中学校へ行っということですよ。そのあれが、まだ不平という言葉が聞こえてこないんです。

それともう一つ、久賀の同僚議員がおられたときも、今の吉田先生ではないわけなんですけど、そのときに久賀小学校を卒業した子が4人、中学校がそこにあるんですよ、久賀に。4人出た、郡外にね。なぜかというとサッカーなんです。子供たちにおいて中学校でサッカーとか野球ができるということは、ものすごい大きなことなんです。当然、学力の向上も望めると思います。その観点から僕は合併には大賛成です。これ施行が33年からとなっておりますが、もっと早くやりたいぐらい。どうかもう中学校がない地域の方のことも考えて、賛成していただくようよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号周防大島町立保育所設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

午前10時32分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第17. 議案派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、議員を派遣いたしたいと思ひます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、この取り扱いを議長に一任願ひたいと思ひますが、御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成29年第4回定例会を閉会いたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願ひます。一同、礼。

午前10時46分閉会

-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 小田 貞利

署名議員 藤本 浄孝